

# 仙台中高層建築物日影規制条例の提案趣旨説明

2004年9月2日：平成16年第3回定例会(第1日目)

三十五番(嵯峨サダ子)

日本共産党の嵯峨サダ子です。提案者を代表し、条例提案の趣旨説明を行います。

この条例は、建築基準法第五十六条の二の規定に基づき、日影による中高層の建築物の高さの制限に関して必要な事項を定めるものです。

仙台市内の日影規制については、建築基準法第五十六条の二に基づき、仙台市建築基準法運用指針で定められていますが、その対象区域及び法別表の第四(に)欄は、宮城県建築基準条例に準拠しただけのものになっています。宮城県建築基準条例は一九七八年に制定されましたが、その後の仙台市内は御存じのとおり、建築物の高層化が進み、特にマンション等の建築による日照被害が発生するなど、良好な住宅の環境を保護するのが難しい状況になっています。

現行の仙台市建築基準法運用指針では、第二種住居地域では建築物の高さが十メートルを超える場合、午前八時から午後四時までのうち、敷地北側境界から日が当たらない時間が五時間を超えないよう規制しています。建築基準法は、日影規制値について、地方公共団体がその地方の気候及び風土、土地利用の状況等を勘案して四時間までにすることを認め、どちらかを選択できることになっています。

私どもは、近隣で住宅改築が行われるとき、新たに日照被害を受ける方から、何とかならないかと相談されることがたびたびあります。日影規制値を現行の五時間から四時間に改めることで、このような問題の解決に少しでも役立つことができるものと考えます。現に、他都市の中には日影規制値を独自に四時間に定め、住宅地の日照時間を拡大している例もあります。仙台市は緯度が高く日影になる時間が長いため、より一層日照時間をふやす措置が必要と考えます。また、建物の複合日影による影響の問題も出ています。

ついでに、仙台市の住宅地における日影規制値を見直し、市独自の日影規制を設定することで住環境を守ることを提案します。あわせて、用途地域の指定のない区域についても、新たに日影規制の対象区域に加えています。良好な住環境を保護するために、ぜひ趣旨を御理解の上、御審議、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

御清聴ありがとうございました。(拍手)